



制度・業務

保護費等の追加給付



HP

H25年から実施した生活扶助基準額の引き下げを違法とした最高裁判決を踏まえ、対象世帯へ保護費等の追加給付を実施します。

市で生活保護を受給中の対象世帯には8月に追加給付済みです。次に当てはまる世帯は申出書等の提出が必要です。

対象 市での生活保護が廃止済みで、

①H25.8月～R8.3月に市で生活保護を受給していた期間がある世帯

②H30.10月以降に市で生活保護を受給していた期間があり、一部の加算等を受給していた世帯
※詳細はHPをご覧ください。

問 市追加給付コールセンター ☎072-817-8004

マイナンバーカード 土・日曜日受付・交付(予約優先制)



HP

マイナンバーカードの申請(サポート)、交付、電子証明書の発行・更新等の手続きができます。必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 9/12(土)・27(日)9:00～12:00

予約電話 ☎0570-048978(平日9:00～17:00)

場所 市役所別館3階 市民課

※必ず本人がお越しください。

※予約は申請・交付・電子証明書の発行・更新のみです。その他の手続きは予約不要です。

※詳細はHPまたはお問い合わせください。

問 市民課 ☎072-892-0121

マイナンバーカードの 訪問申請受付



HP

自宅等へ訪問し、市職員がマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影から申請受付までの手続きを無料で行います。申請時に書類がそろっている場合、後日郵送(本人限定郵便)でカードが届きます。(再交付、更新の場合を除く)

日時 9/16(木)10:00、14:00

対象 市に住民登録があり、病気や障がい等の理由によりご自身で外出することが難しく、マイナンバーカードを申請する方。本人確認書類等、手続きに必要なものは予約時に確認します。

申込条件

①訪問先は市内であること。

②申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。

③申請者本人が訪問先におり、申請できること(15歳未満の方および成年被後見人等は法定代理人の同席が必要)。

④外国人住民の場合は、在留期間が2か月以上あること。

⑤顔写真を撮影し申請書を記入する場所を用意できること。

⑥職員は自動車で訪問するため、無料駐車スペースを用意できること(軽自動車1台分)。

⑦自宅以外の場所(介護老人福祉施設等)への訪問を希望する場合は、その場所の使用許可があること。また、使用料は申請者が負担すること。

⑧写真撮影時の姿勢保持等のお手伝いはできないため、体を動かすことが困難な方は、介助者などが同席してください。

予約日 9/1(水)～9(木)

予約方法

希望日の1週間前までに、市マイナンバーカード予約専用ダイヤル ☎0570-048978(平日9:00～17:00、祝日を除く)(先着順)

ご予約をいただければ、市役所でもマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影および申請受付等を実施しておりますので、上記予約専用ダイヤルまでお問い合わせください。

詳細はHPまたはお問い合わせください。訪問時には、職員証を提示します。

問 市民課 ☎072-892-0121

木造住宅耐震化補助制度

契約前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

補助額

①耐震診断補助制度

1戸あたり上限5万円

②耐震改修工事補助制度

工事費用の80%(上限100万円)

③耐震シェルター設置補助制度

設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)

④木造住宅除却補助制度

除却工事費用の23%(上限50万円)

対象 次の要件を全て満たす方

▷S56.5月以前に建築された木造住宅(①～④)

▷耐震診断後の施工(②～④)

▷個人所有者等の課税標準額が507万円未満(②～④)

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

問 都市まちづくり課 ☎072-892-0121



①



②③



④

ブロック塀等撤去・改修補助制度



HP

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること(倒壊の危険性があるもの)

▷撤去する塀の高さが60cmを超えること

▷撤去の場合は撤去後の塀の高さが60cm以下となること

▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと

▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60cm以下とし、60cmを超える部分は軽量フェンスとすること

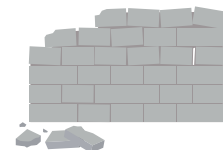
※高さはいずれも道路面からの高さ

補助額 ①撤去:費用の3分の2(上限10万円)

②改修:費用の3分の2(上限20万円)

※②のみの補助は受けることができません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

問 都市まちづくり課 ☎072-892-0121



耐震補助金・ブロック塀等補助金の 代理受領制度について

「木造住宅耐震化補助制度」と「ブロック塀等撤去・改修補助制度」の補助金の受け取りを、申請者に代わって工事等の実施業者が行う制度です。これにより、申請者は補助金を差し引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。代理受領できるのは申請者と契約した業者に限ります。

問 都市まちづくり課 ☎072-892-0121

児童扶養手当

父母の離婚、死亡や障がい等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になってから最初の3/31までの児童(一定の障がいがある場合は20歳未満の児童))を監護する母、監護し生計を同じくする父、または父母以外で児童を養育する方に支給されます。受給資格がなくなったとき(婚姻(内縁含む)、父・母の帰還、児童を養育しなくなった等)は、すぐに届け出をしてください。

受給条件 公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限、支給要件等の条件があります。

定例払い 9/11(金)

問 子育て支援課 ☎072-893-6406



税・保険・年金

税務署へ書面を郵送する方へ

税務署へ郵送で申告書や申請書等を提出する場合の送り先が変更になっています。枚方税務署宛の書類は、城東業務センターへ郵送してください。なお、e-Taxで提出する場合や税務相談、納税証明書の交付、現金納付はこれまでどおり枚方税務署で受け付けます。

郵送先 〒536-8526 大阪市城東区中央2丁目14番29号 城東税務署内 大阪国税局城東業務センター

問 枚方税務署 ☎072-804-0250